

令和3年度 埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金 Q&A

1 補助対象世帯について

質問		回答
1	多子世帯とはどのような世帯ですか。	次の①②のいずれかに該当する世帯です。 ①18歳未満の子が3人以上の世帯 ②18歳未満の子が2人で、3人目の子を希望する夫婦がともに40歳未満の世帯
2	18歳未満の子の定義を教えてください。	申請日現在で18歳未満の子をいいます。ただし、令和3年4月1日から翌年3月31日の間に18歳になる子は18歳未満とみなします。
3	40歳未満の夫婦の定義を教えてください。	申請日現在で夫婦ともに40歳未満である方をいいます。ただし、令和3年4月1日から翌年3月31日の間に40歳になる方は40歳未満とみなします。
4	18歳未満の子が2人で3人目の子を希望していますが、夫41歳、妻35歳です。補助対象となりますか。	補助対象となりません。 子が2人で3人目の子を希望する世帯は、申請日現在で夫婦ともに40歳未満（令和3年4月1日から翌年3月31日までに40歳になる方は40歳未満とみなす）の世帯です。
5	「18歳未満の子が2人で3人目の子を希望すること」をどのように確認するのですか。	申請書に3人目を希望することを明示し、署名をしていただきます。 なお、署名は申請者及び配偶者の自署であることが必要です。
6	「子が2人で3人目を希望する世帯」とありますが、希望していても後で子が生まれなかった場合補助金を返還しなければなりませんか。	返還義務はありません。ただし、3人目の子を希望していることが虚偽であった場合は補助金を返還していただきます。
7	18歳未満の子が2人いますが、3人目の子を妊娠しています。「18歳未満の子が3人の世帯」「18歳未満の子が2人で3人目の子を希望する世帯」のどちらで申請すればいいですか。	「18歳未満の子が3人の世帯」の申請の場合は、胎児を子とみなします。母子手帳が交付されている出産予定の子を含めて「18歳未満の子が3人以上の世帯」として申請してください。
8	18歳未満の子が1人いますが、2人目の子を妊娠中です。将来的には3人目の子を希望していますが、「18歳未満の子が2人以上の世帯」として申請できますか。	「18歳未満の子が2人で3人目の子を希望する世帯」の申請の場合は、胎児を子とみなしません。2人目の子が産まれた後に「18歳未満の子が2人で3人目を希望する世帯」として申請してください。
9	多子世帯の世帯主が住宅を取得し、親世帯と同居する予定ですが、補助対象となりますか。	補助対象となります。
10	世帯主は、単身赴任で別居していますが、補助対象となりますか。	補助対象となります。 ①本人又は配偶者の戸籍抄本（個人事項証明書）②単身赴任していることを確認できる書類（辞令等）を添付してください。
11	内縁の妻（夫）は「配偶者」に該当しますか。	法律上の婚姻関係がないと該当しません。
12	ひとり親世帯ですが補助金を申請することはできますか。	18歳未満の子が3人以上いる場合は、申請できます。 （18歳未満の子が2人の場合は申請できません。）
13	外国人は補助金を申請することはできますか。	申請できます。 ただし、住民票の提出ができる方に限ります。
14	住民票上の続柄が配偶者の子となっている子が3人いますが、配偶者ではなく私が申請者として申請できますか。	配偶者を申請者としてください。ただし、相互にそれぞれの子が3人以上いる場合はどちらが申請者でも構いません。
15	子が2人世帯の要件で「夫婦がともに40歳未満」というのはなぜですか。	県営住宅の子育て支援住宅（夫婦2人世帯）の年齢要件になりました。

2 補助対象住宅について

質問		回答
16	中古住宅とは。	申請日において新築から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であり、居住の用に供することを目的として建築した住宅です。
17	対象になる中古住宅（戸建住宅）の要件を教えてください。	aとbの両方に該当する住宅です。
	a 次の面積要件を満たす住宅であること。	居宅部分の床面積が100㎡以上
	b 新耐震基準に適合した住宅であること。	次の①～③のいずれかに該当する住宅 ①建物の全部事項証明書（登記簿）の新築年月日が昭和58年4月1日以降の住宅 ②建物の建築確認年月日が昭和56年6月1日以降の住宅 ③耐震基準適合証明書を取得した住宅
18	床面積100㎡以上とは。	建物の全部事項証明書（登記簿）等において床面積100㎡以上であることをいいます。床面積は、建物の全部事項証明書（登記簿）で事務所、店舗、車庫などと兼用となっている場合は、居宅部分の面積が100㎡以上であることが必要です。
19	構造上完全に分離され独立している二世帯住宅の場合で、二世帯の住戸を合算すると床面積が100㎡以上となるが、申請世帯の住戸のみの床面積は100㎡未満となる場合は申請はできますか。	申請できません。二世帯住宅の場合は、内部で行き来できること、建築確認で「一戸建ての住宅となっていることが必要です。
20	建物の全部事項証明書（登記簿）では床面積100㎡未満ですが、建築基準法上の建築確認済証においては床面積100㎡以上である場合は申請できますか。	申請できます。ただし、建築基準法に基づく検査済証で床面積100㎡未満である場合は申請できません。
21	建築確認済証とは。	建築工事着手前の建築計画が建築基準法に適合するかどうかを審査し、内容が確認された場合に発行されるもので、質問22の建築確認申請書を含みます。
22	建築確認申請書とは。	建築確認済証を発行する際の申請書です。申請書は第1面から第6面まであります。
23	床面積100㎡未満の戸建住宅ですが、増築工事を実施し、100㎡以上となる予定です。補助対象となりますか。	補助対象となります。ただし、増築工事完了後に建物の変更登記を行い、全部事項証明書（登記簿）で居宅部分の床面積が100㎡以上であることが確認できる場合に限りです。
24	同一敷地内の別棟の家屋と合わせて床面積が100㎡となる予定です。補助対象となりますか。	登記簿上、1つの建物で100㎡以上とならなければ対象となりません。
25	対象になる中古住宅（マンション）の要件を教えてください。	aとbの両方に該当するマンションです。
	a 次の面積要件等を満たすマンションであること。	床面積80㎡以上 又は 室数が5室以上
	b 新耐震基準に適合したマンションであること。	次の①～③のいずれかに該当する住宅 ①建物の全部事項証明書（登記簿）の新築年月日が昭和58年4月1日以降のマンション ②建物の建築確認年月日が昭和56年6月1日以降のマンション ③耐震基準適合証明書を取得したマンション

26	マンションの定義を教えてください。	二以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものであって、中高層（3階以上）で分譲、共同建てで、非木造（鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨造）の建物をいいます。
27	床面積80㎡以上とは。	全部事項証明書（登記簿）又は売買契約書の床面積が80㎡以上であることをいいます。
28	マンションの5室以上とは。	居間、寝室（寝室として利用できる規模の子供部屋等を含む）の部屋の数合計5室以上であることをいいます。
29	マンションの5室以上に便所を含めることができますか。	便所、浴室、脱衣室又は洗面所などは含めることができません。
30	専有部分の床面積80㎡未満のマンションを取得予定ですが、間仕切り工事を実施し、5室以上となる予定です。補助対象となりますか。	5室であることが確認できる場合は補助対象となります。該当する場合、事前に県住宅課まで御相談ください。

3 住宅の取得について

質問		回答
31	住宅取得の完了とは。	世帯全員の住民票の移転及び建物の所有権移転登記が完了したことをいいます。
32	私（申請者）の父の名義で戸建住宅を取得する予定です。補助対象となりますか。	申請者の父の所有である場合は、対象となりません。申請者及び配偶者が合わせて2分の1以上の持分で共有している場合は、対象となります。ただし、補助対象経費は、申請者及び配偶者が支払ったものに限り、（申請者の父が支払った経費は対象外）
33	私（申請者）以外の者と共有する建物は補助対象となりますか。	申請者及び配偶者が合わせて2分の1以上の持分で共有している場合は対象となります。ただし、補助対象経費は、申請者及び配偶者が支払ったものに限り、（申請者以外の者が支払った経費は対象外）
34	住宅の建物は私（申請者）の名義、土地は他者名義ですが補助の対象となりますか。	建物の登記が適切にされていれば補助対象となります。
35	住宅を取得しましたが、転居前の住宅から住民票を移転しない場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。取得した住宅の住所地の世帯全員の住民票の提出が必要です。
36	中古住宅を取得しますが、所有権の移転登記は行わない場合、補助対象となりますか。	申請できません。取得した住宅の所有権移転後の全部事項証明書（登記簿）の提出が必要です。
37	住宅取得費本体は私（申請者）の親、取得に伴う諸経費だけ私が払いますが補助の対象となりますか。	補助対象となりません。
38	相続、贈与又は競売により住宅を取得する場合は補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。売買又は交換によって取得した場合に限ります。
39	県外の中古住宅を取得するのは、補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。補助対象となるのは、県内に立地する自己居住用の中古住宅です。
40	中古戸建住宅を取得しますが、老朽化が激しいので間もなく取り壊すつもりです。補助対象となりますか。	この補助金により取得した住宅に居住しない又は居住期間が短いことが明らかと県が判断した場合は補助対象とはなりません。
41	現在住んでいる借家を家主から買い取ることになりました。補助対象となりますか。	転居と住民票の移転を伴う場合でなければ、補助対象となりません。
42	住宅の全部事項証明書（登記簿）に差押の登記がありますが、債務は完済しました。補助対象となりますか。	全部事項証明書（登記簿）で審査しますので、差押の登記を抹消後に申請してください。

4 補助対象経費について

質問		回答
43	補助対象経費になるのはどのような経費ですか。	仲介手数料、住宅ローン保証料や事務取扱手数料、登記に要する費用など住宅取得に係る経費です。
44	住宅、土地の売買契約書、住宅ローンの借入れに係る金銭消費貸借契約書に貼付する印紙の購入費用は補助対象経費となりますか。	補助対象になります。 ただし、領収書などで支払の確認ができないものについては、対象経費として認定できません。（印紙の貼付がある契約書の写しの添付だけでは経費として認定できません。）
45	フラット35の適合証明取得費用は補助対象経費となりますか。	補助対象となります。
46	引越し費用は補助対象経費となりますか。	補助対象経費とはなりません。
47	住宅取得に伴い購入する家具の代金は補助対象経費となりますか。	補助対象経費とはなりません。

5 その他

質問		回答
48	住宅ローンは【フラット35】を利用しなければなりませんか。	住宅ローンの利用の有無や種類は問いません。
49	他の自治体の補助金を受ける予定ですが、申請することはできますか。	申請できます。 この補助金は、他の補助金を受けることに対して制約を設けていません。 ただし、他の自治体の補助金が制約を設けている場合がありますので、補助金の交付担当窓口を確認してください。
50	平成28年度から令和2年度の間、埼玉県の子世帯向け住宅取得支援事業補助金を受けています。新たに中古住宅を取得を取得しましたが、申請することはできますか。	申請できません。 過去に住宅取得に係るこの補助金の交付を受けた方は、申請対象外となります。
51	「登記情報提供サービス」（登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン画面上で確認できる有料サービス）を利用して得られた登記情報は登記事項証明として認められますか。	提供する登記情報に法的証明力が無いため、認められません。登記官の印影のある書類であることが必要です。
52	現在居住している住宅をリフォームする予定です。リフォーム工事については補助対象となりますか。	県補助金の対象とはなりません。 過年度において、リフォームを対象とした補助を実施していましたが、今年度はリフォームに関する補助はありません。 なお、令和3年度は埼玉県住宅供給公社で、中古住宅取得と同時に「多子世帯向け中古住宅取得促進事業」を実施しております。